

駿河男児ボクシングジム後援会

規約

第1条（名称）

本後援会は、駿河男児ボクシングジム後援会と称する。

第2条（目的）

本後援会は、駿河男児ボクシングジム（以下、「駿河男児ジム」という）を支援することにより、駿河男児ジムの運営を支援すると共に健全な選手育成を図ることを目的とする。

第3条（会員）

本後援会は、前条の目的に賛同し、本後援会に対し入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第4条（役員）

- 1 本会運営の為に、以下の役員を置く。
・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事複数名
- 2 役員任期は2年とする。

第5条（会費）

- 1 会員は、本後援会に対し、以下に定める年会費を納めることとする。
なお、納入方法等は、本後援会が別途定めるものとする。
企業年会費 1口2万円（税込）
個人年会費 1口5千円（税込）
- 2 会員は、次条に定める有効期限を延長して、会員資格を継続させる場合には、本後援会に対し、有効期限が満了する日の前日までに、前項記載の年会費を納めることとする。
- 3 会員は、入会の時期にかかわらず第5条1項に定める年会費を納めることとし、本後援会に対して、入会の時期に応じた年会費の償還を求めることができないこととする。

第6条（会員資格の有効期限）

- 1 会員資格の有効期限は、当年10月1日から翌年9月末日までの1年間とする。
ただし、初年度の有効期限の始期は入会日からとし、終期は同じく9月末日までとする。
- 2 会員資格の継続を希望する会員で、第5条第2項のとおり年会費を納めた会員については、会員資格を1年間延長する。

第7条（会員サービス） 会員は、以下の会員サービスを受けることができる。

- ① 試合チケットの先行予約 ② 会報の発行 ③ 懇親会案内送付 ④ その他本後援会が定める会員サービス

第8条（禁止事項）

- ① 駿河男児ジム、選手その他第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損するあるいは毀損のおそれのある行為をすること。
- ② 上記各号の他、法令または公序良俗に違反する行為もしくは当会の運営を妨害する行為。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 本会は会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。その場合第5条の定めにより年会費は返却しない。
 - ① 暴力団又はこれに類する反社会的団体に所属する者、暴力団員等でなくなった時から5年経過しない者、暴力団等および暴力団員等と組織上、又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者。
 - ② 暴力団員等に対し、資金その他便宜を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有すると本会が認める場合。

第10条（退会等）

- 1 会員は、本後援会からの退会を希望する場合、本後援会に対し、事務局もしくは、駿河男児ジム後援会理事に連絡する。
- 2 本後援会は、退会を希望する会員に対し、すでに納められた年会費等、本後援会に支払われたいかなる金銭についても返還しないこととする。

第11条（解散）

- 1 本後援会は、駿河男児ジムの活動状況その他の事情により当会の運営を継続しがたいと判断した場合には、当会を解散することとする。
- 2 前項により、本後援会が解散した場合、本後援会は、会員に対し、すでに納められた年会費等を返還しないこととする。